

平成21年度 芦屋市教育委員会第10回(臨時会)委員会記録

日 時	平成21年10月16日(金) 16:14~17:20
場 所	北館4階 教育委員会室
出 席 者	(委員) 委 員 長 近藤 靖宏 委員長代理者 白川 蓉子 委 員 植田 勝博 委 員 宇佐見裕子 教 育 長 藤原 周三 (事務局等) 波多野管理部長, 上月学校教育部長, 橋本社会教育部長, 中務管理課長, 長岡施設担当課長, 稗田教職員課長, 伊田学校教育課長, 中村打出教育 文化センター所長, 細見文化振興担当課長, 白川市史編集担当課長, 川 崎美術博物館主査, 長岡管理課課長補佐
事 務 局	教育委員会管理部管理課
会議の公開	公 開
傍聴者数	な し

1 議案等

専決報告第9号 芦屋市学校園医の委嘱について
 報告第5号 芦屋市立美術博物館運営基本方針について

2 議事内容

- 委 員 長) 日程第1 開会宣言
- 委 員 長) 日程第2 会議成立の宣言
- 委 員 長) 日程第3 会議録署名委員の指名(藤原委員)
- 委 員 長) それでは,日程第4の審議に入ります。専決報告第9号「芦屋市学校園医の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。
- 学校教育課長) 議案資料に基づき概略説明
- 委 員 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。
- 植 田 委 員) 問題は無いですね。業務ができなくなったからという趣旨ですね。そして,医師会から御推薦があったから交代ということですね。
- 学校教育課長) はい,そのとおりでございます。お二方につきましては,既に別の学校園で学校園医をお願いしておりますので,新規のお医者様ではございません。
- 委 員 長) ご本人から医師会へ学校医を交代してほしいという申し出があって,医師会が新たに選任をして,その結果を教育委員会へ報告してこられるという手順ですか。
- 学校教育課長) 基本的にはその流れでございますが,まれなケースとしまして,御高齢等を理由に,医師会のほうからお話をされて,御本人からの辞退ということもございます。
- 白 川 委 員) お二人とも外科医ということですか。
- 学校教育課長) 外科でございます。

委員長) 他に質疑はございませんか。
無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。
これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議
ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。
専決報告第9号採決。結果、承認(出席委員全員賛成)

委員長) 次に、日程第5に入ります。報告第5号「芦屋市立美術博物館運営基本
方針について」を議題とします。提案説明を求めます。

美術博物館主査) 議案資料に基づき概略説明

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

内容に入る前に、この協議会というのが基本方針を定めると。そして、
協議会というのは常設のものですね。

美術博物館主査) この3月に設置しましたが、その前は、少し空白期間がございました。
今後は協議会を常設するというごさいます。

教育長) 本来これは館長の諮問機関です。規則でも置くことができることになっ
ています。

社会教育部長) 委員長、経緯を若干補足したいと思います。

元々、美術博物館は、平成18年3月まで文化振興財団が管理運営をし
ておりましたが、芦屋市が財政難ということで、行政改革の中で、解散せざる
を得ないことになりました。その後、美術博物館の廃館という危機的な状
況が出たときに、市民の方々から館の存続をということで、NPO組織とし
て、今現在、館の運営をしていただいているAMM、芦屋ミュージアムマネ
ージメントという団体が出てこられました。そういう形で今日までやってき
たのですが、NPOという団体ですので、理事者の方も全員と言っていいほ
ど仕事を持っておられるんですね、ですので、なかなか常勤的な理事とし
てというのが非常に難しくなってきました。様々な要素があって、芦屋市
も大事な財産を展示したり、調査する中で、安定した団体が望ましいとい
うことで、指定管理という方法が新たに出てきました。民間企業にゆだねるか
らにはきっちりしたミッションを示して、事業をしてくださいということが
必要です。そういうことで、具体の行き過ぎや、偏りをなくして、開かれた
美術館にするべしというような内容が、前の14年につくられた中身であり
ました。前回は、ほとんど歴史部門には触れてなかったのですが、美術館、
博物館のそれぞれの機能がございまして、それにあつた運営方針をつくら
うということで、今回、一般の市民の方々も大勢入っていただいて、プロ的
な見方の方針じゃなくて、市民から親しまれる、美術博物館にしていこう
ということで、運営方針をつくりあげていったということです。

委員長) NPOに委託するにあたって、運営方針があるのが本来だと思
うのですが、今までは無かったということですか。

教育長) 従前の運営方針がありましたが、今、部長が申しあげましたと
おり、現状にそぐわない部分が出てきましたので、今回、見直しを行った
ということです。

委員長) わかりました。この方針に基づいて、新たな委託先にお願いするわけ
ですね。

社会教育部長) 直営であっても当然、基本方針は必要です。平成14年度に作られた基本方針は、特に歴史部門等については、ほとんど記述がないという不十分な面がございました。

委員長) 重要な中身ですが、今日議論して、結論を出さなければならぬのですか。

社会教育部長) 協議事項ではなく、報告事項ですが、ご承認はいただきたいと考えております。

委員長) 教育委員会で議論する場があってもよかったのではないかと思ったのですが。

白川委員) 協議会委員を任命する時の議論で、市民目線の委員が入っているのかどうかという議論はありました。

社会教育部長) 多くの委員の方が市民です。

委員長) わかりました。こういう報告ができあがりましたが、質問は出来るが、内容を変更することは出来ないのですね。

社会教育部長) いいえ、これが未来永劫続くわけではありません。改正すべきような事項が出てきましたら、御意見を言っただけであれば、その段階で修正できる可能性はあると思いますが、当面はこの基本方針で運営させていただきたいということです。

委員長) そうということですね。

社会教育部長) はい。

宇佐見委員) 今回の方針はとても具体的で、平成14年度の時に作られたものに比べたらよく考えられてつくられたなという印象を受けました。美術館の使命・目的の子どもへの教育というところに、私は非常に興味があります。現在、伊勢幼稚園と美術博物館が隣接しているということで、すごく交流をされています。うちの子どもたちも、美術館がすぐ隣だということでトンネルを抜けて行って楽しませていただきました。今回のこの方針の変更で、ほかの園の子どもたちや、小・中学校の子どもたちも、勉強に行ったり、自分たちの作品を出展したり、そういうことができる機会を持っていただけるということで解釈してよろしいのでしょうか。

美術博物館主査) 今現在、伊勢幼稚園は隣ということで密接に行っております。今後は、伊勢幼稚園だけでなく、他の幼稚園、あるいは学校と連携をとり、広げていきたいと考えております。

社会教育部長) 具体的に言いますと、「学校教育との連携を図り、市内のすべての学校園の児童・生徒が来館する仕組みを構築する」これにマッチする事業を学芸員には考えてほしい、もちろん我々も考えますが、それから、美術博物館協議会の方からのアドバイスもいただきます。

今後、事業を行うにあたっては、この基本方針のどれに該当するのか、押さえて、事業を企画してもらうという方向に変えていきたいということです。

委員長) よろしいですか。

宇佐見委員) 一つ質問ですが、先ほどおっしゃっておられた、平成14年、15年ぐらいの、芦屋市立美術博物館の運営について、いろいろ議論をなされた時期があったと思いますが、そのときに非常に経営が難しいということでしたね。

今現在、8,472万円ほどの、歳出予算が立てられていると思いますが、今の経営状態がどういうことになっているか、もしわかりましたら教えていただけますか。

美術博物館主査) 美術博物館の運営を、入館料ですべて賄うことは、不可能です。おっしゃるように、この美術博物館は年間で、事業と施設を維持するだけで大体8,000万円ぐらいかかっています。それに比べ、入ってくるお金は、入館料やグッズの売上を含めても500万円ぐらいです。残りはすべて税金で賄っております。例えば入館料を10倍にしてもペイはできません。ですから、美術博物館というのは基本的には料金でペイするのはできません。恐らく全国でも入館料だけで館運営ができていたというのはほとんどないのではないのでしょうか。ですから、この美術博物館というのは市として税金をどれだけ投入できるかという問題になってきます。企画を頑張るとしても、今で大体2万人ぐらいの入館者が5倍、10倍になることは難しいと思います。そういうことですから、経営的に入館料だけで均衡をとることは難しいという状況です。

宇佐見委員) 経営的に均衡をとることが難しいことは承知しております。私が少し心配しておりますことは、広報活動のことです。

先日の広報あしやを拝見しまして、10月10日から「うまいもんとお大阪画壇」というのが始まりでしたが、その広報活動について、予算的には厳しいとは思いますが、学校からいただいている資料の中では、兵庫県立美術館や他の市立科学館とかチラシがすごく魅力的なのです。そのチラシを見て、じゃあ今度の休みに行ってみましょうっていうのがあります。美術博物館についてはそういう魅力的なチラシがありましたら、家族で、散歩がてら行っていってみようかというのになるのではないかと思います。が、財政的に厳しいから、広報活動が難しいのかなと思いました。

教育長) 美術博物館が、どこにターゲットを当てるかが問題です。従来はある特定のところ、具体芸術ということに中心が置かれておりました。ところが、具体芸術に対して市民が理解を示されませんでした。これではいけないということで、作成したのが第1回目の基本方針です。その中で今後は、具体芸術について一定の研究・調査・展示活動にとどめると、そこまで踏み込んでいます。そのときには、市民に戻した美術博物館でなければならない。しかし、市民とは何かと考えたとき、いろんなタイプの方がいらっしゃいます。子ども向けのときもあるし、それから今のような大阪画壇という、どちらかというところと玄人好みの場合もあります。ですから、常に子どもたちに魅力をとすることは、美術博物館が特定のところに焦点化しない限りはできません。我々は今、部長が申し上げましたように、新しい基本方針に合うように展示をしていきたいと思います。今後、美術博物館をより魅力的にしようということで、取り組んでいるというのが現状です。

植田委員) 懇話会で細かい意見を出しましたが、これは、一応それを踏まえてはいるわけですか。

美術博物館主査) この運営方針を議論していただく前提として、美術博物館の状況や懇話会の提言を資料としても提供させていただきました。そして今までの経緯、経過も説明させていただいて、議論をしていただき、今回の基本方針にな

りました。

植田委員) どうしたら芦屋文化を復興させることができるか、これが芦屋ルネッサンスだったわけですね。芦屋から文化を抜いてしまったら、一体芦屋はどうなるのか。こういう議論をしてきました。そうすると、美術博物館は芦屋文化自体ですから、実際閉館したものをもう一回開館するのは、すごいエネルギーが必要となります。美術博物館は貴重な芦屋の財産で、継続させるべきであると、これは私の強い意見でもあったし、市民の皆さん方からの私に対しての意見でもあったわけですね。

今回の基本方針を、その視点で見ますと、いわゆる芦屋ルネッサンスの意見書とは、私から見るとどうも、ずれてしまっているという感じがいたしますね。最初のところから見ていきますと、そこは、ある種その時代、時代の具体的な課題があり、今、何を取り組むのかということが記載されるべきであり、そういう点から言えば、小出榎重云々という、具体的な人名を挙げるのはどうかとは思いましたが、芦屋の文化を継承する人ということで、これでいいと思います。

しかし、その次に「暮らしを謳歌する感性豊かな人々」とあります。暮らしを謳歌するというのが文化の中で、貧困もあればいろんなものもあるのかもしれないですけども、阪神間モダニズムの言葉の置き方としては、どうも居心地が悪いと。暮らしを謳歌するぜいたくな高等遊民しか暮らしていないのじゃないかと感じてしまいます。結局その後の言葉が非常に浮いていくわけです。

次に、最大の問題の市民目線は何ですかということになると、芸術文化を市民に愛されるものという形で文化を語ろうとすると、税金で市民を楽しませればいいでしょう。そこには創造がなくて、どうしてもだらけてしまう、文化の光をなくす。だから、税金の補填か廃館か、こういう道しか開いてこないんじゃないかと思えます。

その次に、文化遺産の継承ですが。文化遺産を次世代に伝え、市民に対し地域文化を発信し、交流する場を提供する。これは、一つの視点ですが、芦屋ルネッサンスは、芦屋から世界に発信する、それを訴えようとして、私もそう思ったし、あの思いの中にはそれがあったはずです。

単純に芦屋市民をターゲットにはしないつもりでした。そこには世界とか社会とか、そういうものに対して発信するというので、その思いは入っていたはずだし、地域文化の発信じゃないんですね、芦屋の文化を世界に発信する。そういうイメージでとらえており、非常に今回それは小さいですね。

次に、「学習機会の提供」ですね、欧米の美術館へ行くと子どもたちが絵の勉強をしている姿を見ます、本物を見せるという学習機会の提供っていうのは子どもの教育が中心になっているものですから、「学習機会の提供」と「子どもへの教育」がなぜ分かれるのか、私はひっつけるべきであろう。

「市民参加」のところ、知の拠点となることを目指すとありますが、具体性が見えてきません、焦点が当たっていないため、言葉が浮いてきます。

前にもでていましたが、具体芸術は一つの時代の象徴だし、昭和20年代から30年代、芦屋に世界が注目した芸術の一つであることはもう事実です。しかし、単なる市民から親しまれるということでは、美とか芸術と

か文化とかの息吹が私には全然感じられません。

芦屋モダニズムが、評価されたのは、芦屋から日本全国、世界へ発信されたからですね。いわゆる文化芸術の創造があったわけですが、つくられたものをただ眺めるのではなくて、その文化、芸術の創造という部分がここからは削られてしまっています。

美術博物館は、文化、芸術の創造の取り組みの舞台であらねばならないはずなのです。そしてそれを支援する場でなきゃいけない。そうすることによって懇話会の提言がいきってくると思います。市民のための単なる学芸会じゃないはずですよ。それから、税金で補填するとか、閉館とか、その様な選択肢でここを考えるべきではなかったはずですよ。

平成14年の基本方針を読みますと、結構芸術的なのですね。基本方針のこれからは市民に「親しまれ、開かれた館」とあり、美に対する感覚を養い、成長し、発展していく。

管理運営方針には、美術関係機関との連携協力とあり、市内だけのイメージじゃなくて、美術関係機関と連携しながら、芦屋から文化発信するため、連携、協力があってもいいと思います。

それから、多彩な人材の発掘、文化、芸術は、センスであり、人材というのは実は極めて重要です。

それから市展、童美展については、全国をターゲットにする。それが一体どういう位置づけで、どういう形になるか、そこから光のものが生まれてくるのか、美術博物館としてはそれをどう扱うのかももう一回検討してもよいと思います。

最後に具体芸術ですが、それこそ倉庫の隅に置くということにされています。

確かに時代の経過とともに、評価されなくなる部分はあります、時代のはやりですよ。しかしその時の光がその時代を形づくっているものです。かつての芦屋モダニズムと同様に、具体芸術は芦屋の文化として一時代を築いていました。

例えば、小出、吉原、貴志がいたのと同じように、その時代に、世界に発信したものを、わざわざお蔵入りさせる必要があるのか、適正な位置づけがあってしかるべきであると思います。今、芦屋は文化のルネッサンスをやるに限りは、それこそこのままいけば、神戸市芦屋区ですよ。芦屋で何か見るものがあるのですか、芦屋ルネッサンスをさせようと思ったら、芦屋ってすごいです、人がいますね、そこからいろんなものが発信されているのです。ではその舞台はどこにあるのかというと、ルナ・ホールもありますが、今のところはこの美術博物館です。

そういうものがなかったら、多分、芦屋は光を放たなくなるのではないかという危機感がありました。そういう点からいくと、この基本方針は平成14年のより、ベースにおいてレベルが浅くなっているという感じがします。

委員長) こういうのは貴重な議論なのですね。この場で少し言いたいのは、教育委員会は芦屋の学校教育、社会教育のこれからのありようを議論する、あるいはそれを進行管理する、そういう責務を負っておるわけですよ。ですからこの基本方針は報告でよかったのだろうか、あるいは9月30日に最後の会がもたれ結論が出たと思うのです。本来ならば、その前に

教育委員会で報告があれば、こういう貴重な議論を生かすことができたのではないかと思います。

今回は済んだこととして、来年度決めようとしている教育振興基本計画の時は、最初からこの俎上に挙げていただいてやっていかないと、結論を持ってこられては何も言いようもないわけですね。そういうことを感じました。

次に、この基本方針の中に課題みたいな項目があってもいいのですか。

白川委員) 考え方として少しおかしいですね。

委員長) 異様に感じました。これは方針ですから。

教育長) 確かに方針の中に課題というのは本来ふさわしくないと思います。しかし、これは運営協議会の中で基本方針と一緒に、我々はこのこととも考えなきゃいけないという問題提起も議論の中で出てきたことを、ここに入れているだけです。確かにおっしゃることは、そのとおりだと思いますが、私はこの基本方針はパーフェクトとは言いませんが、今の美術博物館にとっては、この方針は必要な方針だと思っています。

委員長) 私は手法の問題が少し気になったので言いました。これでいいという意見もあれば、そうじゃないという意見もあっていいと思うのです。しかし、その意見を生かすことができないという点が問題であったと思います。

教育長) 今後、文化基本条例が出来れば、基本方針を改定する可能性もあります。実は協議会の1番最初は、前回の基本方針でやろうという意見がありました。新たな基本方針が出るということは、我々も予想をしておりませんでした。ところが、協議会の中で、前回の基本方針は余りにも具体芸術憎しで終わっているじゃないかと。やはり芦屋の美術博物館としてどこか欠けているのではないかと。そこで見直しをしなければならぬということで、今回の基本方針に繋がりました。

前回の基本方針が出るまでは、具体が芦屋の文化であるということで、美術博物館は動いていました。しかし、市民から非常に強い反発が出て、以前の教育委員会からも、この様な美術博物館では困る、もっと市民に戻すべきであるということがすごく出ました。それから、当時の教育委員会の意向を受けて、前回の基本方針に至りました。

その後、行政改革があって、1億4,000万円ほどの予算が、現在の8,000万円まで下がってしまい、このままではどうしようもないということと、基本方針の中に何点か変えなければならぬ具体的なものが出てきていましたので、協議会が動き始めました。

植田先生が言われたように、今回の基本方針は、懇話会の意向が入っていないというご意見ですが、私もそれについてはいろいろ悩むところがありますが、具体というのが芦屋の文化であるという表現はいろんなところで出ています。今、美術博物館の学芸員に、なぜ世界の具体が芦屋で認められないかという展覧会を開くというテーマが与えられています。

植田委員) おもしろいですね。

教育長) とんでもない話ですが、私は的を射た話だと思っています。具体を理解出来る人だけが来てくれたらいいというのでは、市立美術博物館は個人美術博物館ではありませんから、やはり市民に還元するのが本筋じゃないですかという中で、見直しが進みました。

美術博物館や我々の合い言葉は、「美術博物館を市民の手に」と。市民が運営するという意味ではなく、市民に理解されるようにしたいと。植田先生が言われたように、より高い発信性のある芦屋の文化の拠点であり、芸術の創造の地であるというのは、その上にあるものであります。植田先生がご覧になって、懇話会のものとは違うというのは、私もそれはよく理解します。

議論の結果、世界とのつながりを深めるというような文言も入れていますが、世界に通じるのはいいけれども、芦屋市民が全然理解しないようなものを世界に通じるというだけではだめではないかと。ですから、世界に通じるような発信性、若者の発掘等々と合わせて、市民にもう一度、戻さないといけないのではないかと議論も随分しました。協議会のメンバーの中でも、芦屋の具体芸術ではないかという意見もあるし、しかし、これでは困るという意見もありました。また、基本方針の中で、芦屋をうたい上げたいという思いがありましたので、この前文が非常に長くなってしまいましたが、今後、次の芸術性への飛躍から第3回基本方針が出てくるだろうと思いますし、それから、審議会の中で、これはやっぱりまずいという意見が出たら、これを変えることにはやぶさかではございません。

委員長) 他に何かございますか。

社会教育部長) 今日、頂戴しましたご意見は、当然協議会にも伝えまして、実際の企画のときに、是非、生かしていくようにはします。

白川委員) 私は前回の基本方針もなかなかよくできていると思っておりました。

委員長) その辺の経緯が分かりませんでしたから。

これから、こういう基本方針や新たな芦屋の方向性を出す、美術館・学校の方向性を出す、そういう時は事前にある程度段階を経たうえでないと我々も理解できないし、共通した理解が必要です。

教育長) 今度、芦屋市教育推進基本計画の策定について、コンサルに任そうという意見もありましたが、これはまあ文言の修正とか調査とかいう部分ですが。この基本計画を策定するにあたり、教育委員会と意思疎通を図って行いたいと思います。

植田委員) 教育長が言われたところの、教育振興基本計画策定にコンサルを入れるという案が出たのですか。それはどういう趣旨でコンサルが必要に。

教育長) 文言の整理等に外部の力を借りるということです、これは芦屋市全体的にそういうシステムになっています。私は、教育振興基本計画は他人がつくるものじゃないと。芦屋を一番よく知っている人間が、真剣に考えるものであります。もっと極端に言えば、大学の先生が机上でつくってもらうものではありません。もちろん大学の先生の専門的な知識は大いに利用し、また指導を受ける必要はありますが、基本は芦屋の人間がつくって、夢を語る、夢というか将来を語るものです。

管理部長) コンサルにつくってもらうという意識は全くございません。事務作業と申しますか、策定委員会の議事録の作成でありますとか、報告書のまとめ方でありますとか、そういう部分の専門部分、コンサルが持っているノウハウを活用するという事です。一から十まで全部自前でということになりますと、やはり今の教育委員会のスタッフだけではどうしてもできない部分もありますので、そういう専門的な部分を入れるためにコンサルを活用するという事です。

植 田 委 員) 教育のまち芦屋,これをキャッチフレーズにしているわけだから,他に
あるものを持ってくるようなものではおもしろくないのはもう決まっ
ているわけですね。今の時代,芦屋がどういう形で次の教育の夢を描ける
か。そこには日本という枠組みは,いわゆる横並びで,横しか見てない
ような,そういう文化ではなく,次は何だろうか,どんなものかという,
いろんなおもしろい取り組みがあるであろうと思いました。

管 理 部 長) まさにその議論だと思います。植田委員の御意見はわかりましたが現
実として,その部分がどこまで計画として入れることができるかとなりま
すと,全体の議論の中で考えることになると思います。

植 田 委 員) 教育のまち芦屋という限りは,さっきの文化と同じで,日本の中に,あ
るいは次の時代に芦屋の子どもたちを送り込もうとするときに,日本と
いう基準とか,そういうものをちょっと超えたところでやらなければお
もしろくないし,キャッチフレーズは生きませんということですね。趣
旨はそういうことです。

教 育 長) 西宮市の基本計画と芦屋市の基本計画とは絶対に違うはず
です。それはもうおっしゃるとおりです。

社 会 教 育 部 長) 途中経過の報告がなかったということで,教育委員さんの意見を聞けな
かったということは本当に申しわけなかったと思います。今後は,そうい
った方針,計画の策定にあっては教育委員さんの意見を聞くというふう
には努めていきたいと思っておりますお詫びいたします。

植 田 委 員) 報告があったという確認だけですね,これでは美博が何と
もさみしいというか,芦屋の枠の中だけで。

委 員 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので,これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は,原案のとおり承認することにご異議
ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

報告第5号採決。結果,承認(出席委員全員賛成)

委 員 長) 日程第6 閉会宣言